

# 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の概要

## 評価の基本的考え方

### 評価の意義

評価は、次のような優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

①国際的に高い水準の研究開発

②社会・経済に貢献できる研究開発

③新しい学問領域を拓く研究開発

また、評価の意義を以下のようにまとめる。

➢柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を実現する。

➢評価結果の積極的な公表により、研究開発への国費投入に関し、広く国民の理解と支持を得る。

➢重点的・効率的に予算、人材等の資源配分に反映する。

### 評価システム改革の方向 (注:◇=新規、○=具体化)

#### 評価の公正さと透明性の確保

- ◇客観性の高い評価指標の活用(定量的な評価手法の開発等)
- ◇評価内容を被評価者に開示
- ◇評価結果をインターネットで広く公表
- ◇評価者を評価するシステムの構築(追跡評価やデータベースの活用等)
- ◇年齢、所属機関等について偏りなく幅広く評価者を選任
- ◇利害関係者を評価者から排除
- ◇外部評価、第三者評価の実施
- ピアレビューによる国際的水準に照らした評価(競争的資金)と社会的・経済的意義・効果や目標の達成度の評価(重点的資金)

#### 評価結果の資源配分への反映

- ◇優れた評価を受けた課題が切れ目なく研究が継続できるように評価を実施
- ◇予算、人材等の資源配分への反映状況等を公表
- ◇機関評価の機関長の処遇への反映
- 継続、拡大、縮小、中止等の予算、人材等の資源配分や研究者の処遇などへの反映(データベースの活用)

#### 評価に必要な資源の確保と評価体制の整備

- ◇評価部門に研究経験者を配置
- ◇研修等を通じた評価人材の養成
- ◇国全体の研究開発評価の状況等をまとめたデータベースの整備
- ◇評価業務を効率化するため電子システムを導入

#### その他

- ◇研究開発の特性に応じた評価の実施(評価視点の設定等)
- ◇効率的・合理的な評価の実施(評価目的等に応じ適切な評価方法を採用)
- ◇イフォート(研究専従率)の把握

### 本指針のフォローアップ等

・評価実施状況等のフォローアップを実施

・本指針の見直し

・評価実施主体においても評価方法を見直し

## 評価実施上の共通原則

(1)評価対象の設定

(2)評価目的の設定

(3)評価者の選任

(4)評価時期の設定

(5)評価方法の設定

(6)評価結果の取扱い

(7)評価体制の充実

## 評価の実施(対象別の評価方法)

[今回新たに、研究開発施策の評価、研究者の業績評価を追加]

### 1.研究開発施策の評価

- ◇研究開発戦略等
- ◇研究開発制度等

### 2.研究開発課題の評価

- (1)競争的資金による課題
- (2)重点的資金による課題
- (3)基盤的資金による課題

### 3.研究開発機関等の評価

- 機関運営と研究開発実施・推進の2つの面で行う

### 4.研究者等の業績評価

- ◇機関長が評価ルールを整備し、責任を持って実施

# 国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成13年11月28日

内閣総理大臣決定

# 国の研究開発評価に関する大綱的指針

〔平成13年11月28日  
内閣総理大臣決定〕

国の研究開発評価に関する大綱的指針を別冊のとおり定める。